

特許法人太平洋のニュースレターに掲載された内容及び意見は、一般的な情報提供を目的に発行されたものであり、特許法人太平洋の公式的見解や如何なる具体的事案に関する法律的意见を差し上げるものではないことをご了承ください。

更なる詳細に関するお問い合わせは以下の連絡先までご連絡ください。

T +82 2 2188 5456
F +82 2 2188 5455
E ip@BKL.co.kr

韓国の特許法・商標法・デザイン保護法の改正案に関するご案内

改訂の趣旨：出願人による過ちの救済及び知識財産権獲得の機会を拡大

□ (特許・商標・デザイン)

先ず、拒絶決定書不服審判の請求期間を現行の30日から3ヶ月に伸ばすことで、審判に対する十分な準備期間を提供し、不必要な期間の延長を最小化することができるようになりました。

また、書類の提出、手数料の納付などの期間経過により権利が消滅された場合、権利回復の要件を「責任を負うことができない事由」から「正当な事由」に緩和しました。例えば、新型コロナウイルスにより急に入院することとなり手続きを進められなかった場合などは、これから救済することができるようになりました。

これに加えて、先出願に優先権主張があれば、先出願に対する分割出願の際にも優先権を自動的に認め、優先権主張の欠落などの過ちにより出願が拒絶されることを防止することができるようになりました。

□ (特許)

現在は、拒絶決定書不服審判が行われると、一部が登録可能であっても特許全体が拒絶されるため、登録可能な請求項があっても特許を受けることができませんでした。しかし、改正案では、審判で拒絶決定が維持(棄却審決)されても登録可能な請求項のみを区分して出願する分離出願の制度を新しく導入することで出願人の権利獲得の機会を拡大しました。

また、特許決定後にも、市場の状況に合わせて発明が改良された場合、改良発明を追加して、国内の優先権主張出願ができるようにしました。

□ (商標・デザイン)

登録決定された商標・デザイン登録出願が設定登録される前に審査官が明らかな拒絶理由を発見した場合、登録決定を取り消し、職権で再審査することができるようにして無効事由がある不実権利の発生を事前に遮断することで紛争余地を防止することができるようになりました。

また、デザイン登録拒絶決定に対応して「再審査請求時」に補正書を提出しなけ

ればならなかったところ、これを「再審査請求期間内」に拡大しました。

□ 今回の改正案は10月中に公布される予定であり、公布後6ヶ月が経過した日から施行される予定です。施行される日付が確定次第、追加でお知らせ致します。



特許法人太平洋 | BAE, KIM & LEE IP

〒04521 ソウル中区清溪川路30 預金保険公社ビル5階

T +82 2 2188 5456 F +82 2 2188 5455 ip@BKL.co.kr www.BKL.co.kr